

## （２）次世代育成支援対策推進法の改正について（働き方の見直し関係）

少子化の流れを変えるためには、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現が重要な課題の一つとなっており、企業の取組が必要とされている。

「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）では、常時雇用する労働者が 301 人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立支援に関する取組を記載した一般事業主行動計画を策定し、その旨を厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられており、また、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は厚生労働大臣の認定を受け、「くるみんマーク」を使用することができるとされているところである。

（平成 20 年 12 月末現在における、従業員 301 人以上の企業の届出数は 13,219 社（届出率 98.0%）、努力義務である 300 人以下企業の届出数は 16,405 社、平成 20 年 12 月末現在の認定企業は 634 社）

昨年、改正児童福祉法により次世代育成支援対策推進法の一部が改正され（以下「改正次世代法」という。）、段階的に施行されることとなっている。

働き方の見直しに関する主な改正事項は以下のとおりである。

- ① 一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け対象を労働者数 301 人以上企業から 101 人以上企業へ拡大（平成 23 年 4 月 1 日施行）
- ② 一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けとなっている企業について、当該行動計画の公表及び従業員への周知を義務付け（平成 21 年 4 月 1 日施行）  
（ただし、従業員 101 人以上 300 人以下企業は平成 23 年 3 月 31 日までは努力義務）
- ③ 地域行動計画の策定・変更にあたり、労使を参加させるよう努める規定の創設（平成 21 年 4 月 1 日施行）

等

今後、改正次世代法の円滑な施行に向け、次世代育成支援対策推進センター等の事業主団体とも連携し、企業に対する周知啓発等を強化していくこととしている。各都道府県におかれても、地域行動計画に「職業生活と家庭生活との両立の推進」を盛り込むこととされており、その策定段階において、住民の意見の他、事業主、労働者など関係者の意見を幅広く聴取し、行動計画に反映していただくとともに、企業の一般事業主行動計画策